

第4回社会保障審議会 人口構造の変化に関する特別部会	資料1-2
平成19年 1月26日	

「仮定人口試算」の公表に当たっての
これまでの議論の整理(案)

「仮定人口試算」の公表に当たっての これまでの議論の整理(案)

平成19年1月 日
社会保障審議会
人口構造の変化に関する特別部会

1 人口構造の変化と社会経済等への影響

○ 人口減少の動向

昨年末に公表された「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(以下「新人口推計」という。)では、近年の少子化傾向や寿命の伸びを反映して、今後、我が国は一層少子化・高齢化が進むとの見通しが示された。

そのうち出生中位・死亡中位の推計によれば、2055年には、合計特殊出生率は1.26、人口は9000万人を下回り、その4割が65歳以上の高齢者、一年間に生まれる子供の数は50万人を下回る、といった姿が示されている。

新人口推計(出生中位・死亡中位。以下特に断りがない限り同じ。)による今後の人口構造の変化について概観すれば以下の通りである。

① 団塊世代(1947年～1949年生まれ)が後期高齢者(75歳以上)となる2030年頃までは、高齢者数が急激に増加し、特に後期高齢者数は2005年の約2倍に増加するが、団塊ジュニア世代(1971年～1974年生まれ)がなお現役でいることから、生産年齢人口(15歳～64歳)は大幅に減少するものの未だ全人口の6割弱であり、65歳以上人口比率も3割強に留まる見通し。

② 一方、2030年～2055年においては、人口の山の裾野も含めると団塊世代とほぼ同数となる団塊ジュニア世代が団塊世代と入れ替わり高齢者となることから、高齢者数は概ね横ばいで推移する見通し。

一方、団塊ジュニア世代の子ども世代(1995年生まれ～)には、現在のところ大きな出生数の山が出現していないことから、2030年頃を境に現役世代の人口はさらに急激に減少すると見込まれており、その結果、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる2055年には、生産年齢人口比率は約5割となり、65歳以上人口比率も4割を超えると見込まれている。

○ 労働力人口の減少

上記のような生産年齢人口の減少に伴い、労働力率が現状のままで推移した場合には、今後、労働力人口についても減少が見込まれることとなる。

もちろん、労働力人口の減少による影響は、技術革新や資本増加により、ある程度カバーすることが可能であると考えられるが、今後の我が国の生産年齢人口の減少は相当大きなものと見込まれており、その影響は軽視できない。中長期的な経済成長の基盤を確保する観点からは、人口、労働分野において以下の対策が必要と考えられる。

① 2030年までの社会経済との関係

2030年までの人口構造について見れば、2030年における24歳以上の世代は、現在、既に生まれており、その数及び今後の減少はほぼ確定している。

したがって、この間の現役世代人口減少の影響をカバーしていくためには、今後、若年、女性、高齢者等、すべての人の意欲と能力が最大限発揮できるような環境整備に努めることによって、労働市場への参加を促進し、労働力人口の減少の緩和を図ることが必要である。

② 2030年以降の社会経済との関係

2030年以降に支え手となっていく世代はこれから生まれる世代であって、今後の出生動向の変化により、その数はまだ変動する余地があるが、新人口推計によれば、生産年齢人口はそれ以前と比べ急激に減少するものと見込まれている。

この急激な生産年齢人口の減少に伴う労働力人口の減少をカバーするためには、何よりもまず、これから生まれる子ども数の減少をできる限り緩和することが最重要課題であり、次世代育成支援の観点に立った効果的な少子化対策を強力かつ速やかに講じていくことが不可欠である。

○ 世帯構成や地域の姿等、生活の状況の変化

新人口推計に見られる人口構造の変化は、世帯の状況や地域のすがたにも大きな影響を与えるものと考えられる。

一例を挙げれば、女性の未婚率に着目した場合、2030年以降、中高年齢層での未婚率の上昇が著しく、2005年の50歳台女性の未婚率が6%であるのに対し、2030年では20%、2055年では24%に上ると見込まれている。

単純に考えれば、男性も同様に概ね4人に1人以上が未婚となることが想定され、離別の増加や死別も考慮に入れれば、中高年齢世帯のうち4割以上が「単身かつ無子世帯」となることも想定される。こうした世帯においては、例えば、男女ともに老親の介護や自らの介護が課題となるなどの問題も懸念される。

同様に、毎年の出生数は、2030年には約70万人、2055年には50万人弱となると見通されており、通常地域社会において平日昼間に目にする子どもの数は少なくなり、地域社会の支え手も相当部分が高齢者になるといったことも想定される。また、子ども自身の立場で考えても「仲間と一緒に豊かに育つ」という健全な育成環境が確保されなくなるおそれがあるとともに、社会全体として見ても、文化の継承者が少なくなり、未来への希望が薄れていくことが懸念される。

今後、このような世帯や地域社会のすがた、くらしの変化という視点からさらに分析を進め、これに対応した社会の在り方を検討していくことが有効である。特に、どのような変化が起こるのかということを知りやすく国民に提示していくことにより、国・地方をはじめ、経済界や労働界、地域社会等において、大幅な人口減少のトレンドを変え、将来の国民の暮らしを守るという観点からの少子化対策の必要性が広く認識されるよう、機運の醸成を図ることも喫緊の課題である。

2 国民の結婚や出生行動に対する希望と現実の急速な少子化の乖離

○ 急速な少子化をもたらす要素

新人口推計においては、これまでのトレンドを将来に投影する形で合計特殊出生率等の諸前提を仮定し、これに基づいて将来の人口の姿を推計しており、2055年の合計特殊出生率は1.26と仮定されている。

これを、合計特殊出生率の構成要素である結婚の状況と子ども数の状況に分解してみると、今回参照コーホートとして設定されている1990年生まれの女性では、生涯未婚率は23.5%、夫婦完結出生児数は1.70人と仮定されている。

○ 結婚や子ども数に関する国民の希望

一方、出生動向基本調査等の結果によれば、未婚者の9割はいずれ結婚したいと考えており、また、既婚者及び結婚希望のある未婚者の希望子ども数は、男性女性とも2人以上となっている。

こうした結果から見る限り、現在の急速な少子化の進行は、決して国民が望んだものではないと考えられる。

○ 「仮定人口試算」の結果

総人口については、ケースⅠ・Ⅱであれば2055年段階でも概ね1億人前後が維持されるという結果となった。

総人口に占める65歳以上人口比率については、ケースⅠからⅣのいずれでも、2055年段階で4割を下回り、ケースⅠであれば約35%の水準に留まるという結果となった。

また、20歳～64歳人口と65歳以上人口との比率は、新人口推計では1.2:1と見込まれているのに対し、ケースⅠでは1.4:1、ケースⅢでも1.3:1という結果となった。

15歳未満人口については、ケースⅠでは、2030年・2055年のいずれも総人口の1/8以上が維持され、年間出生数は2030年で約100万人、2055年で80万人以上が維持されるという結果となった。

年間出生数は、ケースⅢでも、2030年で80万人以上、2055年で60万人以上が維持されるという結果となった。

15歳～64歳人口については、2030年では、比率・実数とも大きな差はなかった。2055年においては、比率では大きな差はなかったが、実数ではケースⅠで2055年で約800万人の増となった。

また、新人口推計では15歳～64歳人口が2030年～2055年で年平均約85万人ずつ減少すると見込まれているのに対し、ケースⅠでは年平均60万人弱の減少に留まるという結果となった(新人口推計では、2005年～2030年は年平均約70万人弱の減少)。

3 経済が持続的に発展でき、かつ、国民の結婚や出生行動に対する希望が実現する社会の姿

○ 労働力人口の状況

上記のように、1980年代以降の継続的な少子化の進行により、今後新たに労働市場に参加する世代の人口は、継続的に減少していく。

こうした中、中長期的な経済成長の基盤として、労働力人口の減少を緩和していくためには、若者、女性、高齢者の労働市場への参加を促進していくことが必要である。

○ 女性の労働力率の動向

我が国では、近年25歳～39歳層の女性の労働力率が上昇しているが、未婚者と有配偶者とに分けてこの層の労働力率の推移を見た場合、労働力率の変動はあまり大きくなく、これまでのこの層の女性の労働力率の上昇は、主に未婚率の上昇によるものと考えられる。

これは、第1子の出産を機に仕事を辞める女性が7割を占め、有配偶者の労働力率が50%前後と低いままであることにみられるように、仕事と子育ての両立が依然として我が国では困難なために生じていると考えられる。

このような構造を残したままで、国民が希望する結婚や出生行動の実現と、今後の安定的な社会経済の発展の基盤となる労働力の確保を同時に図ることはできない。

例えば、現在の未婚者と有配偶者の労働力率に変化がない場合、未婚率を国民の希望に基づいて生涯未婚率が10%程度となるよう設定すると、この年齢層の女性の労働力率は、現在60%台前半から75%程度となっているものが、計算上は50%台後半から60%台前半の水準に低下することとなる。

○ 国民が希望する結婚や出生行動と就労に関する選択を実現でき、今後の安定的な社会経済の発展の基盤となる労働力の確保を図ることのできる構造改革に向けて

上記とは逆に、未婚率を国民の希望する生涯未婚率が10%程度となるように設定しつつ、25歳～39歳層の女性労働力率を全体の労働力人口の減少を緩和させる程度まで引き上げるためには、現在50%程度のこの年齢層の有配偶の女性の労働力率を70%～80%程度にまで引き上げることが必要になる。

一方、今後、子どもが欲しいと考えている女性について、就業形態の希望を見た調査では、約6割の女性が出産後も継続就業を希望している。さらに、「労働力調査（詳細結果）」で、世帯主の配偶者（一般世帯、女性）の潜在労働力率をみると、平成17年では、25歳～34歳層で66.3%、35歳～44歳層で73.8%となっている。特に25歳～34歳層では、平成14年の調査開始時から、緩やかながらも上昇を続けており、こうしたことからみても、これらの年齢層における就業、あるいは就業継続に向けた取組が重要な政策課題であると同時に、出産と就労に関する国民の希望に添ったものであると言える。

先に述べたように、今後の我が国の人口構造の変化を持続的な発展の基盤となる労働力の観点からとらえると、女性の労働市場への参加を促進しつつ、同時に2030年以降の現役世代人口の減少度合いを緩和することをともに成し遂げることが必要となる。

このためには、女性の未婚者と有配偶者の労働力率の大きな差をもたらしている仕事と子育ての両立が困難な現在の構造を、女性が安心して結婚、出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるシステムへと変革していくことが不可欠である。

なお、外国の例を見ても、現に労働力率も出生率も高い国があり、また、一旦低下した出生率が各種施策によって上昇に転じている国もあることを考えれば、これは決して不可能なことではないと考えられる。

○ 結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素

国民の結婚や出生行動に関する選択には多様な要素が関係していると考えられ、その全てについて分析、考慮を加えることは難しいが、近年進められている各種の調査結果・研究結果から示唆される「国民の結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素」について、可能な限り整理を試みた。

〔結婚〕

- ◎ 家庭生活を送っていく上で必要な経済的基盤の有無及び雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

【調査・研究結果】

- ・ 男性では、年収が高いほど有配偶率が高い。
- ・ 男性では、正社員に比べて非典型雇用の場合、有配偶率が低い。
- ・ 男性未婚者では、正規雇用者に比べてパート・アルバイトの結婚意欲が低い。
- ・ 男女雇用機会均等法施行以降に就職した世代の女性では、最初に勤務した勤務先での雇用形態が正規雇用と非正規雇用の場合で比較すると、非正規雇用の未婚割合が高く、また、利用可能な育児休業制度の有無で比較すると、利用可能な育児休業制度がなかった層で未婚割合が高い。
- ・ 1歳児入園待機者の多い自治体ほど女性の結婚確率が低い。

第1子出産後に就労女性の7割が離職し、多くの家庭が男性の片働きとなるという構造の中で、収入が低く雇用が不安定で、家庭生活の経済的基盤を構築できない男性の未婚率が高くなっている。

また、同様の構造の中で、非正規雇用や育児休業制度が利用できない職場、保育所待機児童の多い地域など、子どもを生んだ後の就業継続の見通しが描きにくい場合に女性の未婚率が高くなっている。

〔出産〕(第1子～)

- ◎ 子育てをしながら就業を継続できる見通しの有無及び仕事と家庭生活の調和の確保の度合い

【調査・研究結果】

- ・ 育児休業が利用可能、とりわけ取得しやすい雰囲気のある職場に勤める女性の方が、育児休業の利用ができない職場に勤める女性よりも出産する割合が高い。
- ・ 男女雇用機会均等法施行以降に就職した世代で、育児休業の利用が可能な職場に勤めていた女性は、それ以前に就職した人とほぼ同程度に出産を経験している。
- ・ 労働者が勤務先に育児休業制度があると答えた場合、少なくとも子どもを一人産む確率がその他の場合より高く、無職女性より出産確率が高くなる。
- ・ 男性が長時間労働していた家庭では、労働時間の増えた家庭よりも減った家庭の方が子供が生まれた割合が高い。
- ・ 女性の勤務が長時間労働の場合は、第1子を産むタイミングが遅れ、出産確率も低下する。

労働者が勤務先に利用可能な育児休業制度があると答え、出産後に就労継続する見込みがある場合には出産確率が高い。また、男女とも長時間労働によって出産確率が低くなる。

なお、現状では育児休業取得者の大多数が女性である現状から、女性の育児休業取得可能性と出産確率との関係の調査になっているが、育児休業制度は男性も取得する前提で考えるべきものである。

また、別の調査で、育児休業制度・勤務時間短縮等の措置、家族内での夫の育児・家事分担、保育所の利用は、それぞれが単独で導入されても効果は少なく、相互に組み合わせることで就業継続を高めるという結果となっており、就業継続の見通しには、単に企業の取組だけでなく、保育サービス等の地域の取組、育児・家事分担等家庭内での取組も影響することに留意が必要である。

〔出産〕(特に第2子～)

- ◎ 夫婦間の家事・育児の分担度合い

【調査・研究結果】

- ・ 子どものいる世帯で、妻から見て夫が家事・育児を分担していないと回答した世帯では、分担していると回答した世帯に比べ、妻の子どもを持つ意欲が弱まる。
- ・ 夫の育児遂行率が高い夫婦の方が、追加予定子ども数が多い。

上記(第1子～)の場合とも重なるが、特に、子どものいる世帯で夫の家事・育児の分担割合が低い場合に、出産意欲が弱まる結果となっている。

また、別の調査では、夫の労働時間が長いと家事・育児参加が減少する結果となっており、家事・育児の分担とワークライフバランスが裏表の関係になっていることにも留意が必要である。

また、夫の家事・育児の分担は妻の就業継続とも密接に関係しており、夫の育児遂行率が高い夫婦の方が、妻の継続就業割合が高い結果となっている。

◎ 育児不安の度合い

【調査・研究結果】

- ・ 子どもが1人いる母親の場合、育児不安の程度が高まると、追加予定子ども数が減少する。(子どもが2人の場合も概ね同様の傾向)

男性の育児分担が非常に少ない現状の中で、母親の育児不安の程度が高まると出産意欲が弱まる結果となっている。なお、子どもが1人いる父親についても、母親ほど顕著ではないが概ね同様の関係がみられ、男性女性を通じた問題ととらえるべきである。

また、同じ調査で、父母共に、配偶者の育児や子どもとの関わりに対する満足度が高い場合には育児不安は低くなる、保育所・幼稚園から母親に対するサポート度が高いほど育児不安は低くなる結果となっており、家庭内あるいは地域の育児を支えるサポートを厚くすることが重要と考えられる。

〔出産〕(特に第3子～)

◎ 教育費の負担感の度合い

【調査・研究結果】

- ・ 予定子ども数以上の子供を持たない理由として教育費負担感をあげる者の割合を予定子ども数別に見ると、予定子ども数を2人とする者のところからその割合が高まる。(1970年代以降の生まれでは、予定子ども数が0人、1人とする者についても割合が高くなっている。)

この調査結果から、特に3人目以降の子どもについて教育費の負担感が強く意識されていることがうかがわれる。

なお、同じ調査で、出生年別にみると、後に生まれた世代ほど教育費負担感をあげる者の割合が増えていること、また、1970年代以降の生まれでは、1人目、2人目から教育費の負担感が強く意識される傾向が出ていることにも留意が必要である。

結婚や出生行動には、例えば若年層における未婚化の要因について、「人間関係構築力や社会的なサポート資源の不足が重要な要因ではないか」との指摘もあり、上記に整理した以外にも様々な要素が影響していることが考えられる。

したがって、今後のこの分野での調査・研究の進展が求められるが、同時に、上記で整理を試みた要素は、これまで述べてきた今後の人口構造の変化に対して我が国の社会経済が取るべき対応の方向性と重なるところが多い。

「男女とも家族を大切にしながら働き続けることができ、それを地域が支える社会」を構築することが、人口構造が急速に変化していく中で我が国が持続的な発展を図っていく上で不可欠であろう。

4 当面焦点を当てて取り組むべき施策分野

○ 要素別の乖離の状況

現時点における結婚や出生行動に対する国民の希望と、新人口推計において参照コーホートとされている1990年生まれ世代について仮定されている未婚率や出生児数を比較してみると、以下のとおりとなっている。

		新人口推計 (1990年生まれ の仮定値)	国民の希望	
			未婚者の希望	既婚者の希望 (現存子ども数別の 追加予定子ども数)
未婚率	生涯未婚率	23.5%	10%未満	—
出生児数 (既婚者・結 婚希望者中)	0子	18.2%	5.3%	0子 +1.32人
	1子	23.7%	7.3%	1子 +0.64人
	2子	43.3%	61.3%	2子 +0.08人
	3子以上	14.8%	23.9%	3子 +0.02人 4子~ +0.04人

○ 焦点を当てるべき要素

上記のような乖離状況に照らせば、国民の結婚や出生行動に対する希望を実現し、国民が希望する出生率に近づけていくためには、当面は、「結婚したい」、「子どもを持ちたい」、「2子目がほしい」、といった希望に焦点を当てることが効果的と考えられる。

○ 速やかに取り組むべき施策分野

これまで述べてきたような調査結果・研究結果の整理や要素別の乖離の状況に鑑みれば、

- ・ 若者の経済的基盤の確立(正規雇用化の促進、就業形態の多様化に合わせた均衡処遇の推進等、就業・キャリアの安定性確保)
- ・ 継続就業環境整備(育児休業制度、短時間勤務制度の普及等)
- ・ 親の家事・育児時間の増加(長時間労働の解消等)
- ・ 保育環境の整備
- ・ 育児不安の解消(地域における育児支援、家庭内の育児負担の分担等)

等の分野について、効果的な施策を具体的に整理・検討することの重要性が示唆される。

また、経済的インセンティブについては、子どもの世代に負担を先送りしないよう必要な財源を確保することが当然の前提となるが、真に効果のある施策は何かという観点から、具体的な施策の在り方について引き続き検討していくことが課題である。

なお、今回の「仮定人口試算」において前提とした値は、あくまでも国民の希望を反映したものである。したがって、この数値は、子供を産み育てやすい社会を実現していくことにより達成される可能性があり、かつ、それなくしては達成されない水準であると考えられる。

また、今後の施策の状況や子育て環境等の社会状況の変化等によって、さらに国民の希望も変化し、上昇や低下があり得ることについても留意が必要である。社会状況の悪化等に伴ってこうした国民の希望がさらに低下すれば、改善の余地がさらに少なくなることとなり、さらに一層の少子化を招くことにもなる。

幸い、現在までのところ、未婚者の9割は結婚の希望を持ち、希望する子ども数も2人を維持している。希望の低下が一層の少子化を招くという悪循環に陥らないためにも、国民の希望ができるだけ実現するよう、早急な対応が必要と考えられる。